

平成 2 7 年

上尾市教育委員会 5 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第 2 2 号 上尾市社会教育委員の委嘱又は任命について ----- 1
- 議案第 2 3 号 上尾市公民館運営審議会委員の委嘱について ----- 2
- 議案第 2 4 号 上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について ----- 3
- 議案第 2 5 号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について ----- 5
- 議案第 2 6 号 平成 2 7 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について ----- 8

議案第 22 号

上尾市社会教育委員の委嘱又は任命について
上尾市社会教育委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 27 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 委嘱[任期：平成 28 年 6 月 30 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職等	備考
1号委員	そがべ のぶたか 曾我部 延孝	さいたま市北区本郷町 在住	上尾市人権教育 推進協議会委員	新任
2号委員	わたべ まさみ 渡部 正美	上尾市大字原市 在住	上尾市 P T A 連合会会長	新任

2 任命[任期：平成 28 年 6 月 30 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職等	備考
1号委員	よねざわ ゆたか 米澤 豊	上尾市立瓦葺小学校勤務	上尾市立瓦葺小学 校長	新任

【選出区分】

- 1号委員：学校教育及び社会教育の関係者
- 2号委員：家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 3号委員：学識経験のある者

提案理由

上尾市社会教育委員に欠員が生じたため、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 2 項の規定により、委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 2 3 号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱について

上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱する。

平成 2 7 年 5 月 2 6 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

記

任期：平成 2 8 年 6 月 1 2 日まで

選出区分	氏 名	住 所 等	役職等	備考
2 号 委員	さきがせ 篠ヶ瀬 ともこ 智子	上尾市浅間台 在住	上尾市PTA連合会 代表幹事	新任

【選出区分】

- 1 号委員：学校教育及び社会教育の関係者
- 2 号委員：家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 3 号委員：学識経験のある者

提案理由

上尾市公民館運営審議会委員に欠員が生じたため、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 3 0 条第 1 項の規定により、委嘱したいので、この案を提出する。

議案第 24 号

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

平成 27 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 委嘱 [任期：平成 28 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
2 号委員	ほりごめ まさひろ 堀籠 政広	上尾市大字原市 在住	市立原市中学校 P T A 会長	新任
	よしかわ たかひろ 吉川 貴弘	上尾市本町 在住	市立上尾東中学校 P T A 会長	新任

2 任命 [任期：平成 28 年 3 月 31 日まで]

選出区分	氏名	住所等	役職名等	備考
1 号委員	しまだ けんご 島田 研吾	市立西中学校 勤務	市立西中学校長	新任
	みやた すみお 宮田 純生	市立大石中学校 勤務	市立大石中学校長	新任
3 号委員	まつむら さ 松村 沙	市立大谷中学校 勤務	市立大谷中学校 教諭	新任
	はしもと しのぶ 橋本 志のぶ	市立南中学校 勤務	市立南中学校 教諭	新任
	ささききひとみ 佐々木 ひとみ	市立瓦葺中学校 勤務	市立瓦葺中学校 教諭	新任

【選出区分】

- 1号委員：中学校の校長
- 2号委員：中学校PTA会長
- 3号委員：中学校給食主任
- 4号委員：中学校の学校医
- 5号委員：中学校の学校薬剤師
- 6号委員：保健所職員

提案理由

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に欠員が生じたため、上尾市立中学校給食共同調理場条例（平成4年上尾市条例第35号）第4条の規定により、後任として委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

議案第 25 号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について
上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 27 年 5 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和 43 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 項第 1 号中「10 万 4, 290 円」を「10 万 4, 570 円」に改め、同項第 2 号中「5 万 6, 600 円」を「5 万 6, 790 円」に改め、同項第 3 号中「5 万 2, 150 円」を「5 万 2, 290 円」に改め、同項第 4 号中「2 万 8, 300 円」を「2 万 8, 400 円」に改める。

附則第 1 条の 3 第 7 項中「第 4 条第 3 項第 2 号ただし書」を「第 13 条の 2 第 2 項第 1 号ただし書」に改める。

附則第 2 条第 5 項中「第 4 条第 2 項第 2 号ただし書及び第 3 項第 2 号ただし書」を「第 13 条の 2 第 1 項第 1 号ただし書及び第 2 項第 1 号ただし書」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「5, 943 円」を「6, 003 円」に、「7, 720 円」を「7, 775 円」に、「9, 400 円」を「9, 450 円」に、「10, 653 円」を「10, 703 円」に、「11, 538 円」を「11, 573 円」に、「12, 285 円」を「12, 318 円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5, 020 円」を「5, 068 円」に、「6, 048 円」を「6, 050 円」に、「6, 880 円」を「6, 783 円」に、「8, 078 円」を「7, 950 円」に、「8, 998 円」を「8, 850 円」に、「9, 475 円」を「9, 313 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表学校薬剤師の補償基礎額の項の改正規定（「6, 880円」を「6, 783円」に、「8, 078円」を「7, 950円」に、「8, 998円」を「8, 850円」に、「9, 475円」を「9, 313円」に改める部分に限る。）は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満及び25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分を除く。）の規定は、平成27年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表（薬剤師としての経験年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満、20年以上25年未満及び25年以上である学校薬剤師の補償基礎額に係る部分に限る。）の規定は、第1項ただし書に規定する日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公務災害補償の基準となる政令の一部改正に伴い、介護補償の額及び学校医等に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に対して意見の申出をしたいので、この案を提出する。

議案第26号

平成27年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、平成27年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

平成27年5月26日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

記

1 歳入（教育関係）

補正額 4,187千円

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	補正後の額
14 国庫支出金	3 委託金	0	1,367	1,367
20 諸収入	6 雑入	7,776	2,820	10,596

2 歳出（9款 教育費）

補正額 20,278千円

(1) 目的別予算額

（単位：千円）

項	補正前の額	補正額	補正後の額
1 教育総務費	951,431	1,367	952,798
5 社会教育費	769,829	12,539	782,368
6 保健体育費	1,404,836	6,372	1,411,208

(2) 所属別事業別歳出補正額

●生涯学習課

（単位：千円）

事業名	説明	補正額
公民館管理運営事業	上平公民館駐車場整備等工事費	12,539

●スポーツ振興課

（単位：千円）

事業名	説明	補正額
市民体育館管理運営事業	市民体育館柔道場畳購入費	6,372

● 指導課

(単位：千円)

事業名	説明	補正額
研究開発学校委託事業	研究開発学校委託事業交付金	1,367

提案理由

教育委員会の権限に属する事務に係る上尾市一般会計歳入歳出予算の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。